

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】 「5年ごと配当付特定疾病保障定期保険」の第11条の場合

第11条

第11条（当会社の責任開始期）

第1項

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第1号

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

第2号

(2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時）

第2項

2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

第3項

3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。

第4項

4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。